



2026 EV 1時間 エコランレース大会 競技規則

2026年5月20日 制定

第1章 総則

第1条 競技規則書の制定

日本電気自動車レース協会(以下JEVRAと称す)は、「EVの楽しさ」「EVの賢い運転方法」「カーボンニュートラルの推進」などをテーマに、EVの”電費”を競い合い、身近にEVを感じて体験して頂ける「参加型レース」を開催するための「2026 EV 1時間 エコランレース大会 競技規則」(以下本規則と称す)を制定する。

第2条 JEVRAの権限

JEVRAは次の権限を有するものとする。

第1項 参加申し込みの受付に際して、その理由を示すことなく、参加者を選択あるいは拒否することができる。

第2項 参加者に対して、競技出場健康上の資格について最終的な決定をすることができる。

第3項 競技番号の指定、あるいはピット割り当て等にあたって、各参加者の優先順位を決定することができる。

第4項 大会スポンサーの広告を参加車両およびドライバーの装備品に貼付させることができる。

第5項 参加車両に対して車載カメラを搭載することができる。

第6項 参加車両およびドライバー、メカニックのスポンサーを拒否することができる。

第7項 保安上または不可抗力による特別の事情が生じた場合、レースの延期、中止、取り止めおよびレースの短縮、延長、タイムスケジュールの変更、コースの変更等を決定することができる。

第8項 レース区分において参加申し込み台数が少ない場合、そのレース区分を中止することができる。

第9項 賞典を適宜に追加変更することができる。

第10項 参加料の返還、免除等に付いて決定することができる。

第11項 止むを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかった参加者の登録または変更について許可することができる。

第12項 すべての参加者およびその参加車両、音声、写真、映像、レース結果等に関し、主催者およびJEVRAは報道、放送、放映、出版等の権限を有し、JEVRAが許可した場合、この権限を第三

者が持つことができる。

第13項 参加者は電気自動車産業の促進に係わる事項に関してJEVRAに協力しなくてはならない。拒否した場合は、如何なる出走を拒否することができる。

第14項 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、参加受付後であっても参加を拒否することができる。

第15項 すべての参加者は現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員暴力団関係企業、総会や社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約して参加申込しなければならない。

第16項 参加受付、ブリーフィング、車両検査に遅延した場合は各11,000円(税込)の罰金を科す。

第17項 参加申し込み後の参加料は、如何なる事由があっても返還はしない。

第18項 本規則に記載の無い事項についてはJEVRAが最終判断をする。

第3条 個人情報の取り扱い

第1項 JEVRAは、参加者の個人情報を管理する際は、適切な管理を行なうとともに、外部への流出防止に努め、外部からの不正アクセス又は紛失、破壊、改ざん等の危険に対しては、適切かつ合理的な安全対策を実施し、参加者の個人情報の保護に努める。

第2項 JEVRAは、個人情報に係るデータベース等へのアクセスについては、アクセス権を有する者を限定し、不正な利用がなされないよう厳重に管理する。

第3項 JEVRAは、参加者によりよいサービスを提供するため、個人情報の取扱いを外部に委託することがある。この場合、グループ会社又は個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先(以下「業務委託先」という。)を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、お客様の個人情報の漏洩等なきよう必要な事項を取り決めるとともに、適切な管理を実施させる。

第4条 大会日程および名称

2026年 8月2日(日) 2026 EV 1時間 エコランレース大会

英語表記：2026 EV 1hour ECORUN Race

※日程および開催場所は変更する場合がある。

第2章 チーム員

第1条 ドライバー及び同乗者

第1項 参加資格

1. レース当日に有効な普通自動車運転免許証を所持する者。

2. 参加サーキットにおけるコースフラッグの意味を全て理解している者。
3. 本規則の内容を全て理解していること。また、大会関係者の指示に従うことのできる者。
4. 20歳未満のドライバーは保護者の承認を必要とし、その証として参加申込書の該当欄に保護者の自筆署名、捺印(実印)を受けて提出すること。
5. 上記以外でJEVRAが認めたもの。

第2項 競技に参加することを許されるチーム員は満18歳以上の者に限られる。競技参加に関連して起こった死亡、負傷および災害の責はすべて各自がJEVRAに迷惑を掛ける事無く自己処理すること。

第3条 チーム員の登録変更

第1項 チーム員はドライバー及び同乗者を含め2～4人まで登録することができる。

第2項 参加申し込み後にチーム員の変更を行う場合は、チーム員変更手数料(11,000円/税込)を添えて書面でチーム員の登録変更を行うことが出来るが、未登録での参加申し込みは受け付けない。

第4条 保険

チーム員は競技に有効な保険に加入することを推奨する。

下記のJEVRA共済保険は参加申し込み時に申告することで加入ができる。

【JEVRA共済保険】

- ドライバー1名/1,000円(1口) : 死亡補償金⇒100万円(最大10口まで加入可能)
 - : 入院補償金⇒3,000円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
 - : 通院補償金⇒1,500円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
- 同乗者 1名/ 500円(1口) : 死亡補償金⇒100万円(最大10口まで加入可能)
 - : 入院補償金⇒3,000円(継続7日以上1日目より実数30日限度)
 - : 通院補償金⇒1,500円(継続7日以上1日目より実数30日限度)

※JEVRA共済保険は、決勝レース中のコース上およびピットロード上で起きた事故にのみ適用される。

第5条 チーム員の遵守事項

第1項 規則の熟知と遵守

本規則ならびに競技会ごとに定められた諸規定を熟知し、これを遵守するとともにオフィシャルの指示に従って競技会の秩序の維持に協力しなければならない。

第2項 安全の確保とその責任

安全の確保は参加者の全員が各自の責任において常に留意していなければならない最も重要な事項である。競技中の事故による車両および施設の損害あるいは人員の死傷等があった場合でもスポーツとしての原則に基づきその責任は各自が負わなければならない。JEVRA、開催サ

ーキット、他の参加者、あるいは競技の運営にあたるオフィシャルや警備員等に対して一切の迷惑をかけないものとし、参加申し込みの際して誓約書に署名し、このことを明確に遵守しなければならない。

第3項 マナーの遵守

すべての参加者はスポーツマンとしての襟度と節度を保ち、言語を慎み礼儀正しく、明朗公正に行動しなければならない。また、競技会の期間中に薬品による精神状態を繕うもの、飲酒をしたものはレースから除外される。

第4項 自主責任体制

すべての参加者は自らの意思と責任において参加するものであることを深く認識し、万一の場合に備えてその参加について家族の了承を得ておくとともに、有効な保険に加入するなどして十分な自主責任体制を整えた上で参加しなければならない。

第5項 ブリーフィング

全ての参加者は必ず定められたブリーフィングに参加しなければならない。

第3章 参加車両

第1条 参加車両規定

第1項 大会当日に有効な車検証を所有している車両のみ参加が認められる。

ただし、JEVRAが別途認めた場合はこの限りではない。

第2項 動力

1. 動力はモーターとする。
2. モーターの形式は自由とする。

第3項 作動

1. 作動はバッテリー(電池)のみで行うこと。
2. 作動のバッテリー(電池)の形式は自由とする。

第4項 駆動の方法は自由とする。

第5項 車輪の数は4輪までとする。

第6項 駆動輪の本数は、自由とする。

第7項 車両の各寸法(サイドミラー及び牽引フックは除く)は車検証のサイズ(値)を超えてはならない。

ただし、サイズ内であっても車体形状をはみ出す追加の突起物は前後併せて7cmまで認められる。

車両検査で規定を超えた場合は、再検査手数料11,000円(税込)を支払い、再検査を行わなければならない。また、構造等変更検査によるサイズの変更は認められない。

第8項 参加申し込み後の参加車両の車両変更は、手数料11,000円(税込)を支払い、書面にて手続きを行わなければならない。

第9項 タイヤ

使用銘柄は自由とする。

第10項 ブレーキ装置

ブレーキ装置は、キャリパー、パッド、ホース、フルードを含み自由とする。

第11項 最低車両重量は車検証に記載した重量の30Kg減までとする。

既定重量以下の場合には再検査手数料11,000円(税込)を支払い、各自がバラストを用意して固定積載しなければならない。

決勝レース終了後に再度重量及び最低地上高の測定を行う場合があるが、拒否した場合は失格とする。また、車両重量計の無い開催サーキットは測定しない場合もある。

第12項 最大車両重量は制限を設けない。

第13項 座席数の確保

車両検証記載の乗車定員の座席数を確保しなければならない。

但し、4点式以上のロールバーを装着した車両は後部座席の取外しを認める。

第14項 車両検査証の所持

レース当日に有効な車両検査証を所持しなければならない。

第15項 500mlペットボトル飲料を2本車内に持ち込まなければならない。

第16項 記載のない事項の変更は許されない。また、最終判断はJEVRAが行うこととする。

第2条 参加クラス

第1項 参加クラス

BEV-1クラス バッテリー容量80kWh以上

BEV-2クラス バッテリー容量40kWh以上80kWh未満

BEV-3クラス バッテリー容量40kWh未満

第3条 レース時間

第1項 60分とする。

第4条 競技車両番号

第1項 競技車両番号(ゼッケン)の決定

競技車両番号はJEVRAにより決定される。

第2項 貼付け場所およびゼッケンサイズ

フロント部、左右、後部の4ヶ所に貼ること。

ゼッケンはJEVRAより支給されたものを使用すること。走行中に剥がれた場合は、ピットインを命ずる場合がある。

第4章 安全規定

第1条 ドライバーの安全遵守事項

第1項 ドライバーの装備は、ヘルメット、不燃レーシングスーツ、不燃アンダーウェア、不燃シューズ、不燃グローブの装着を推奨する。ヘルメットはフルフェイス型を推奨する。シューズに関しては、サンダル、ハイヒール等の競技に適さない装備の使用は禁止とする。

第2項 競技に適した健康状態で参加し、競技中は常にお互いの安全を考慮した協調的マナーのもとに自己の技量とコースの状態に適した競技速度で操縦し、危険とみなされる行為があってはならない。

第3項 レース中、予選中を問わず、故意に規定の走路から外れたりコーナーをショートカットしたりして走行することは禁止される。ただし、オフィシャルの誘導の下に行うことはこの限りではない。

第4項 走路は必ず定められた方向に走行し、いかなる場合も逆方向に走行してはならない。ただし安全上オフィシャルの誘導の下に行う場合はこの限りではない。

第5項 走行中は必ず全ての窓を全閉にしなければならない。

第2条 車両に関する安全規定

第1項 電気装置器具の全ての部分において、車体と通電する構成要素の間には、最小限の絶縁抵抗がなければならない。また、電流の通じる全ての部分には、偶発的接触に備えた防護が施されなくてはならない。十分な物理的抵抗を持たない素材(塗装コーティング、エナメル塗料、酸化物、ファイバーコーティング剤)、および絶縁テープは認められない。

車体ならびに安全構造体だけでなく伝導性を有するシャシーフレームも、車両(シャシー)のアースに接続しなくてはならず、かつシステム(電子機器)のアースからは絶縁されていなければならない。

第2項 参加車両は前後に牽引フックの装着が義務付けられる。装着する牽引フックは、各車両の純正部品または、車両を十分に牽引できる耐久性があるものに限られる。

第5章 車両検査

第1条 車両検査

第1項 競技に参加する車両は、指定された時間までに、必要書類、参加車両を車両検査場または指定された場所で公式車両検査を受けなければならない。

第2項 車両検査を受ける車両は、決勝を走行する状態(装着タイヤ含む)で車両検査を受けなければならない。

第3項 検査を受けない車両、または検査の結果、不相当と判断された車両は競技への出場はできない。

第4項 JEVRAは検査の結果、不相当と判断した個所について修正を命ずることができる。

第5項 車両検査で指摘された箇所の修正を命じられた場合、再検査手数料11,000円(税込)を支い、再車両検査を受けなければならない。時間内にできない場合は予選の出走を認めない。

第6項 如何なる車両も、安全上の理由から予選および決勝レースの走行を禁止される場合がある。

第7項 車両検査を通過した如何なる車両であっても、随時JEVRAの指示に従い出走を拒否される場合がある。

第6章 スタートグリッド

第1条 決定方法

第1項 参加申込をした順番により決勝スタートグリッドを決定する。

ただし参加申し込み期間内に参加料の支払いがない場合は、不受理とする。

スタートグリッド決定に対する抗議は一切受け付けられない。

第7章 レース

第1条 レースルール

スタート位置は、すべてのドライバーが正規のスタートラインからスタートするものとし、各ドライバーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。

第1項 スタート方式

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタートを原則とするが、天候等の状況により、これ以外のスタート方式を取る場合もある。

第2項 スターティンググリッド

スターティンググリッドは、スタaggerドフォーメーションとする。スターティンググリッドに着くことができなかった車両のグリッドはそのまま空席とし、他の車両はグリッド上の各々の車両の位置を保持しなければならない。

グリッドの定数は開催サーキットの定めた台数とする。尚、非出走者のグリッドは空席とする。

第3項 スタート方法

定められたグリッドについて静止状態から発進するスタンディングスタート方式とする。

第4項 スタートペナルティ

当該車両に競技番号とペナルティを示すボードをコントロールラインで掲示する。

コントロールライン上で3回の掲示を受けたにも関わらずピットインせず、ペナルティを実行しない場合、当該車両には更に加重したペナルティが課せられる。

同時に複数の違反が発生した場合、ボードは複数同時に掲示する場合もある。

第5項 スタート手順に関する違反に対しては、失格までの罰則が適用される場合があり、ジャンプスタートのペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第6項 レース中に最低1回ドライバー交代のためのピットインをしなければならない。これを消化してい

ない車両にはペナルティが課せられる。

第7項 レース終了時の充電量検査の時にSOC(バッテリー残量)が10%未満になってはいけない。またBEV-3クラスに関しては5%未満とする。これを消化しなかった場合は、ポイント減算ペナルティまたは決勝結果にタイム加算ペナルティのどちらかが課せられる。

第7項 車両には必ずドライバーと同乗者の2名が乗車しなければならない。これを違反した車両は失格とする。

第2条 ペナルティ

第1項 ドライバーおよびチームはレース大会中に犯した下記の行為に対して減算ペナルティを与える。

- ① 他車両との接触 12ポイント～
- ② ピットロード速度違反 12ポイント～
- ③ フライングスタート 6ポイント～
- ④ 走行中に窓を開ける行為 6ポイント～
- ⑤ その他のペナルティ 3ポイント～

また、決勝レース終了時にSOC(バッテリー残量)が10%未満の車両については下記のポイント減算ペナルティを与える。ただし、BEV-3クラスはSOCが5%未満の車両が対象とする。

- ⑥ SOCが既定の数値を1%下回るごとに6ポイントの減算ペナルティを受けたペナルティ判定に対する抗議は一切受け付けられない。

第3条 禁止事項

第1項 バッテリー(電池)充電の禁止

如何なる車両も指定された時間以外でのバッテリー(電池)の充電は禁止される。

但し、主催者の指示がある場合は、この限りではない。

第2項 バッテリー(電池)交換の禁止

如何なる車両もバッテリー(電池)の交換は禁止される。

但し、主催者の指示がある場合は、この限りではない。

第3項 車両のバッテリー(電池)は、法令に従った資格所持者以外が触れてはならない。

第4項 レース開催中の無線機の使用を禁じる。ドライバーとの交信は携帯電話のみとする。

第4条 走行中の信号合図

第1項 旗またはデジフラッグによる信号

サーキットの旗信号規定に基づいて行う。

第2項 信号合図に対する応答義務

オフィシャルからの競技番号と同時に信号合図を受けたものは、うなずくかまたは手を上げるなどして必ず応答しなければならない。

第3項 黄旗掲示区間

黄旗掲示区間では一切の追い越しは禁止される。ドライバーは、事故処理等によるオフィシャルの活動に配慮し速度を落とし作業の現場から離れたコース上のラインを一列になって走行しなければならない。

第5条 停車指示

レース続行が危険もしくはその疑いがあるとみなされるドライバーまたは車両についてJEVRAは、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。

天災、大事故等の不慮の事態が発生した場合、JEVRAはマーシャルポストから提示される赤旗によって全ドライバーに対し、停止を指示することができる。

第6条 レースの一時停止

第1項 JEVRAが天候上の理由、あるいはその他の理由からレースの中断を決定した場合はコントロールラインにおいて赤旗を掲示し、これと同時に各マーシャルポストでは赤旗振動で掲示する。走行中の車両は直ちにスローダウンし、グリッド上で停止し、ピットクルーは車両に触れてはならない。

レースの中断の場合、次のとおり区分される。

- ① レース時間50%未満の走行の場合、残りの時間で再スタートされる。レースの再スタートが不可能な場合、このレースは完了したとみなされる。
- ② 先頭のドライバー、および先頭のドライバーと同じ周回数を走っていた残りのドライバー全員が本来のレース時間50%以上(小数点以下切り捨て)を走行の場合、当該レースは完了したとみなされる。

第2項 赤旗中断によりそのままレースが完了したとみなされた時、ドライバー交代を消化していないチームは、暫定結果に60秒を加算したタイムを決勝結果とする。

第7条 赤旗中断されたレースの再スタート

競技結果がレース時間20%未満の場合の再スタートのグリッドポジションは本来のレースと同じとし、レース時間が20%以上の場合は赤旗で中断した周回の1周前の通過順位でグリッドポジションを決定する。また、再スタートできない車両のグリッドはそのまま空席とする。

第8条 走行不可能な事故および故障時の対処

第1項 走行不可能な事故および故障した場合、当該車両は、速やかにコース外の安全な場所に移動する。

第2項 ドライバーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。

第3項 車両がコースアウトした場合、オフィシャルが指示した場所または、当該車両が有利にならないような場所からレースに復帰することができる。

第4項 当該車両が有利となるショートカット(コーナー、シケイン等のコース外を走行し、自分に有利と

なる)はペナルティの対象になる場合がある。

第5項 車両がコース復帰可能な状態か十分に確認し、漏電や電解液等の漏れがある場合や、破損部が鋭利になっている場合、オフィシャルに報告しコース復帰してはならない。

第6項 走行中に停止車両を発見した場合、翌周以降の通過時には十分な注意を払って走行しなければならない。

第7項 コース上における修理、再スタートはドライバー自身が行わなければならない。また、工具を携帯して走行してはならない。

第8項 チーム員、観客等はオフィシャルの許可なしにコース内に立ち入ってはならない。

第9項 逆走、ショートカットは禁止する。但し、オフィシャルが許可をした場合この限りではない。

第9条 リタイア

第1項 レース中の事故あるいは車両の故障などでその後の走行の権利を放棄する場合は、その旨をオフィシャルに届けるものとする。

第2項 コース上において車両が動かなくなったためにリタイアする場合は、安全な場所に停車した後、近くのオフィシャルに届けるものとする。

第3項 負傷その他の理由で意思表示ができない状況下にあつてはオフィシャルの判断に委ねられる。

第10条 レースの終了

第1項 レースの終了

先頭の車両にチェッカーフラッグが掲示された後、引き続き後続車両にも特別規則書に示す時間に掲示される。この時間が経過した時をもってレース終了となる。

1. ファイナルラップにフィニッシュライン手前でトップの車両のすぐ前に他の車両がいる場合、スタート・フィニッシュマーシャルは同時にチェッカーと青旗を掲示する。これはトップを走行する車両はレースを終了するが、そのすぐ前を走行する車両はファイナルラップを完走しチェッカーフラッグを受けなければならないことを意味する。

2. 先頭を走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。また、何らかの理由によってレース終了の合図が遅れた場合は、レースが本来終了する時点で終了したものとみなされる。

第2項 優勝者及び順位決定

第3項優勝者は以下の2種類のポイントの合計が一番多いチームとし、この合計ポイントが多い順に2位以下の順位も決定される。

① 順位ポイント

レースが完了した時点で走行した周回数が一番多いチームが優勝とする。2位以下の順位は周回数が多い順に決定される。

順位	ポイント
1	120
2	116
3	112
4	108
5	104
6	100
7	96
8	92
9	88
10	84
11	80
12	76
13	72
14	68
15	64
16	60
17	56
18	52
19	48
20	44
21	40
22	36
23	32
24	28
25	24
26	20
27	16
28	12
29	8
30	4

② 電費ポイント

レースが完了した時点で電費が0に近いチームが優勝とする。2位以下の順位は電費が0に近い順に決定される。なお電費は使用したバッテリー容量(kWh)を周回数で割った数値を使用する。

順位	ポイント
1	60
2	58
3	56
4	54
5	52
6	50
7	48
8	46
9	44
10	42
11	40
12	38
13	36
14	34
15	32
16	30
17	28
18	26
19	24
20	22
21	20
22	18
23	16
24	14
25	12
26	10
27	8
28	6
29	4
30	2

第3項 順位の優先順位

合計ポイントが同数の場合の優先順位は、チェッカーを受けた完走車の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュライン通過順位による。

第4項 完走チーム

20周以上を走行かつ優勝車がチェッカーを受けてから5分以内にチェッカーを受けたチームとする。

第5項 得点

ポイントは決勝レースの完走条件を満たしたチームにのみ与えられる。ポイントに対する抗議は一切認められない。

第11条 大会の延期、取りやめ、成立、レースの短縮

第1項 不可抗力による特別の事情が生じた場合は大会を延期、または取り止めることがある。

第2項 大会が延期、取り止めになった場合でも各レースの完了をもってそれぞれが成立したものとす
る。大会が参加申し込み後に中止された場合、参加者が支払った参加料、共済保険掛け金は
返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者およびJEVRAに請求することはできない。

第8章 参加申込期間と参加料

ECOエントリー :2026年 6月22日(月)午前10時~6月28日(日) ¥66,000(税込)

エントリー :2026年 6月29日(月)~7月 5日(日) ¥121,000(税込)

遅延エントリー :2026年 7月 6日(月)~7月12日(日) ¥176,000(税込)

※参加申込日は、参加申込をした日にちとする。

※各参加申込期間内に料金の支払いがない場合は不受理とする。

※遅延エントリーを行った参加者はプログラムには掲出しない場合がある。

※この料金には充電設備の使用料が含まれる。また、急速充電は、決勝レース前は30分間、決勝レー
ス後は30分間とする。

●参加申し込み方法

日本電気自動車レース協会WEBサイトのカレンダーにある参加申し込みボタンより、WEB申し込み
をすること。

第9章 レース時間および決勝出走台数

第1条 全クラス

第1項 1時間 30台

第10章 賞典および賞典の制限

第1条 賞典

第1項 賞典の授与

下記のクラスに対して下記の金額相当の商品券を授与する。

・BEV-2 クラス

・BEV-3 クラス

1位 30,000円 / 2位 20,000円 / 3位 10,000円

第2項 Hyundai N賞の授与

総合順位に対して下記の賞金を授与する。

1位 100,000円 / 2位 50,000円 / 3位 30,000円

第2条 賞典の制限

第1項 各クラスの参加台数による賞典の制限

3台/1位のみ 4台~/2位まで 5台~/3位まで

第11章 本規則の適用

第1条 本規則および特別規則

本規則書に規定されていない事柄については別紙特別規則書に規定される。本規則書および特別規則書に規定されていない事柄についてはJEVRAにより決定され、公式通知にて告知される。

第2条 本規則の違反

本規則に対する違反の判定は、訓戒、罰金、タイム加算、出場停止、失格処分まで遡及して施行される。

第3条 本規則の施行

本規則は2026年8月2日より施行する。